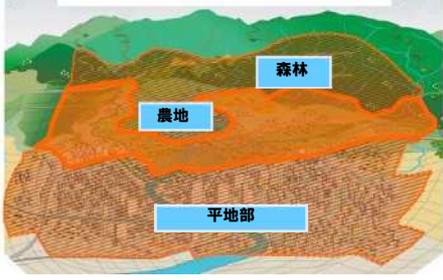
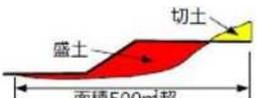


旧法と新法の比較

	宅地造成等規制法（旧法）	盛土規制法（新法）
目的	宅地造成に伴う災害の防止	宅地造成、特定盛土等または土石の堆積に伴う災害の防止
対象区域	宅地造成工事規制区域（市域の約 40%） 	宅地造成等工事規制区域（市域全域） 
許可が必要となる行為（下図参照）	宅地造成に伴う土地の形質の変更	土地の用途に関わらずに行う土地の形質の変更および土石の一時堆積
罰則	最大で懲役 1 年以下・罰金 50 万以下	最大で懲役 3 年以下・罰金 1,000 万円以下、法人重科 3 億円以下
許可要件 許可基準	①災害防止のための安全基準に適合すること	①災害防止のための安全基準に適合すること ②周辺住民への事前周知を行うこと ③盛土等を行う土地の所有者等全員の同意を得ること ④必要な資力信用を有すること ⑤工事施行者が必要な能力を有すること
手続等	許可、完了検査	許可、定期報告、中間検査、完了検査

【土地の形質の変更】

イメージ図	
	盛土で 1 m 超の崖
	切土で 2 m 超の崖
	切盛で 2 m 超の崖
	2 m 超 の盛土 新たに追加
	切盛面積 500 m² 超

【土石の一時堆積】

イメージ図	
	2 m 超 かつ 300 m² 超の 堆積 新たに追加
	500 m² 超 の 堆積 新たに追加